

テストコレクション2使用許諾に関する覚書 (本格版研究目的使用者用)

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構（以下「甲」という。）と _____
_____（以下「乙」という。）は、甲の一研究機関である国立情報学
研究所にて企画・運営・実施している NTCIR において甲が提供するテストコレクション2に関して、
以下の通りの覚書を結ぶこととする。

第一条 (データの内容)

「テストコレクション2」とは、「科学研究費補助金研究成果概要データベース」および「学会発表デー
タベース」に含まれるデータ、検索課題、各検索課題に対する正解文書リストのことである。

第二条 (使用許諾)

甲は乙に対して「テストコレクション2」の使用を許諾する。

第三条 (権利の帰属)

1. 「テストコレクション2」のデータおよびデータベースに関する著作権法上の権利は甲およびデータ提
供学会に帰属する。
2. 「テストコレクション2」の「検索課題」および「正解文書リスト」に関する著作権法上の権利は甲に
帰属する。
3. 乙が「テストコレクション2」を使用して開発した技術、システム等に関連する知的所有権は乙に帰属
する。

第四条 (使用許諾の範囲)

1. 乙は、「テストコレクション2」を研究目的のみに使用できるものとする。直接的に営利に結びつく使用
はできない。
2. 乙は、「テストコレクション2」およびそれを複製したもの、あるいは、それを復元することができるデー
タを第三者に対して、売買、貸与、刊行、配布してはならない。

第五条 (提供方法)

甲は、技術的に妥当な手段により「テストコレクション2」を乙に提供する。

第六条 (利用者の範囲)

1. 乙は、「テストコレクション2」を利用する者を、下記の研究代表者および当該研究代表者と同一組織（研
究室、グループ、プロジェクト等の名称を問わない。）に属し、直接に共同して研究を行う者、ならびに
当該研究代表者が直接指導する大学院生等（以下「研究グループ」という）に限定されるものとする。

記

研究代表者

所属・職名： _____

氏名： _____

2. 乙は、「研究グループ」の名簿を管理し、甲から求めがあった場合は、遅滞なく、これを甲に提出するも
のとする。

第七条 (知見の発表)

1. 乙は、本覚書に違反しない範囲において、「テストコレクション2」を使用して得られた知見に関する研
究発表を行なうことができる。
2. 乙は、研究発表において、自己の研究を記述するために必要な場合に限り、「テストコレクション2」に
含まれるデータの一部を引用することができる。その際、引用する部分の著者及び出版者等の権利を侵
害してはならない。
3. 乙は、発表論文に、甲が指定する文面により、「テストコレクション2」を使用したことを明記するもの
とする。
4. 乙は、発表論文の書誌事項（掲載資料名、巻号ページ、出版者、発表年月日等）とともに発表論文の別
刷りまたはコピーを、三部、甲に提出するものとする。
5. 研究成果の公表には、「テストコレクション2」を利用して得られたデータまたは処理プログラムの公開
については、甲と協議をし、事前に承認を得ることとする。
6. 乙は、「テストコレクション2」を用いた評価結果を広告、宣伝、営利等の目的、および誹謗、中傷など
に用いてはならない。

第八条 (覚書の有効期間)

本覚書の有効期間は覚書締結日より当該年度の末日までとする。期間満了日の一カ月前までに、甲、乙
いずれかの書面による異議の申し出がない場合には、自動的に更新し、有効期間を次年度の一年間とす

る。以後も同様とする。なお、研究代表者または同者の所属に変更が生じた場合には、遅滞なくこれを甲に報告し、必要があれば覚書の取り交わしを改めて行なうこととする。

第九条（報告書の提出）

乙は、有効期間満了日の一カ月前までに、当該年度の「テストコレクション2」を使用した研究活動に関する報告書を甲へ提出するものとする。

第十条（利用者情報の扱い）

乙は、「テストコレクション2」の利用等に関して甲に対して提供した研究代表者等の氏名やメールアドレス等の情報を、統計、「テストコレクション2」に関する乙への連絡、および「テストコレクション2」を利用した研究成果の収集・整理を目的に甲が自ら利用し、「テストコレクション2」の著作権者または利用許諾権者から要請がある場合は「テストコレクション2」の著作権者または利用許諾権者に開示できることに同意するものとする。

第十一条（データの使用中止）

乙は、以下の場合、甲の申し入れにより、直ちに「テストコレクション2」の使用を中断し、当該データを速やかに消去しなければならない。

1. 本覚書に違反する使用が認められた場合、「テストコレクション2」全体を速やかに消去しなければならない。
2. データの権利者からデータ使用中止の申し入れがあった場合、当該部分について、データを速やかに消去しなければならない。

第十二条（免責事項）

甲および「テストコレクション2」の著作権者または利用許諾権者は、理由の如何を問わず、乙が「テストコレクション2」を利用したことにより生じた不利益について、一切の責任を負わないものとする。

第十三条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、現在及び将来において、暴力団及びその関係者等の属性を有しないことを表明し保証する。

第十四条（管轄裁判所）

本覚書に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

第十五条（定めなき事項）

本覚書に定めのない事項は生じた場合は、甲乙は誠意を持って協議し、問題を解決するものとする。

以上、本覚書の成立の証として本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

20 年 月 日

(甲) 東京都立川市緑町10番3号
大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構
機構長 喜連川 優

(担当窓口：〒101-8430 東京都千代田区一ツ橋 2-1-2 国立情報学研究所 IDR 事務局)

(乙) 住所 _____
機関 _____
所属 _____
職名 _____
氏名 _____ 印